

消防学校衛生設備保守点検業務委託 特記仕様書

秋田県消防学校

1 適 用

この特記仕様書は、「消防学校衛生設備保守点検業務委託」（以下「業務」という。）について定める。

本特記仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

2 目 的

本業務は、秋田県消防学校に設置している受水槽及び高置水槽について、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）」、「水道法（昭和32年法律第177号）」等の関係法令に基づき、清掃、点検及び水質検査を実施するものである。

3 業務場所

秋田県消防学校 秋田県由利本荘市岩城内道川字築館1－1

4 業務期間

契約締結の日から令和7年12月25日まで

5 設備概要

・高置水槽 1基・・・FRP 1槽式 10m³（有効容量8m³）

※受水槽1基（FRP 2槽式 18m³、有効容量14m³）の清掃・点検については、令和7年3月に新設、検査済みのため本業務では実施しない。

6 業務内容及び作業日時

業務内容は（1）から（3）のとおりとし、学校及び防災学習館の運営に支障が出ないよう、原則学校閉庁日（土、日、祝日）とする。（実際の作業日は、契約締結後協議する。）

（1）清掃

- ・水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。
- ・有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いて2回以上消毒する。
- ・水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後30分以上経過してから行う。
- ・洗浄及び消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。
- ・清掃終了後、水槽引込管等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにする。
- ・清掃作業現場の写真撮影を行う。（清掃前・清掃中・清掃後の作業状況のほか、沈殿物や特殊な状況等を撮影すること。）

(2) 点検

「建築保全業務委託共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に基づき、基礎・固定部、外観の状況、付属装置及び配管について点検を行う。

(3) 水質検査

槽内の水張り終了後、末端給水栓による水質検査（16項目）及び残留塩素の測定を行う。

7 水質検査の再委託

6（3）の水質検査を再委託する場合は、事前に書面を提出し、契約担当者の承認を得ること。

また、再委託の相手方は、建築物衛生法第12条の2第1項に定める建築物における飲料水の水質検査を行う事業の登録を受けた者であること。

8 提出書類

(1) 契約締結後

- ・業務計画書
- ・業務責任者通知書
- ・再委託をする場合は、承認に係る申請書

(2) 業務完了後

- ・委託業務完了通知書
- ・作業報告書及び作業写真
- ・水質検査報告書

9 業務担当者

業務担当者として、建築物衛生法施行規則第28条第4号及び第5号に定める要件に該当する講習会等を修了した者を配置すること。

10 協 議

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。